### 業種別職種別ユニオン運動研究会●第17回

### 私学教員の現状と ユニオン運動の展開(前半)

大阪教育合同労働組合前執行委員長

報告者 大椿 裕子

東京公務公共一般労働組合・ 首都圏青年ユニオン委員長

司 会 原田 仁希

いうのが実態です。

たら、「非正規しか選択の余地はなかった」と

さんが言われたようにその仕事をしたいと思っる大きな矛盾が浮かび上がってきました。大椿同じように、専門職が非正規雇にさせられてい

今回の例会でも、一四回例会の図書館司書と

て、ともに闘う労働組合が、当該部門にほとんて、ともに闘う労働組合が、当該部門にほとんない労働組合が、労働組合を名乗っていいのない労働組合が、労働組合を名乗っていいの合は応えなければならない時代になっているのです。
同じ業種の非常勤職員は、境遇もそして闘い方も全国共通です。現に私学ユニオンが全国的にが記きています。そろそろ、既存の労働組合とが起きています。そろそろ、既存の労働組合とが起きています。そろそろ、既存の労働組合とが起きています。そろそろ、既存の労働組合とが起きています。そろそろ、既存の労働組合とが起きています。そろそろ、既存の労働組合とが起きています。そろそろ、既存の労働組合とが起きています。そろそろ、既存の労働組合とがです。

三月一日に開いた研究会例会は私立学校の闘を関西ですが、同じような労働者の状態と運動を関西ですが、同じような労働者の状態と運動と関西ですが、同じような労働者の状態と運動を関西ですが、同じような労働者の状態と運動を関西ですが、同じような労働者の状態と運動を関西ですが、同じような労働者の状態と運動を関西ですが、同じような労働者の状態と運動を関西ですが、同じような労働者の状態と運動を関西ですが、同じような労働者の状態と運動を対象する。

(文責:木下武男

●原田 業種別職種別ユニオン運動研究会・事 あろうということで始まった研究会です。 の研究会は、日本はこれまで企業別で組合が主 の研究会は、日本はこれまで企業別で組合が主 の研究会は、日本はこれまで企業別で組合が主 のが発展の原田と申します。公共一般に所属してお 務局の原田と申します。公共一般に所属してお

います。 まずは、木下武男先生より開会の挨拶をお願

# 組織基盤を持つには業種別ユニオンが安定した

●木下 研究会の代表をしている木下です。新型コロナウイルスの関係で、私学だけではありませんが、学校の一斉休校が始まります。そのませんが、学校の一斉休校が始まります。そのませんが、学校の一斉休校が始まります。その非正規の教員に最大のしわ寄せが来るのではないかと懸念しています。

造に労働条件が大きく規定されています。図書館司書の例会でもお話しましたが、業界構さて、私学教員の業界については、非正規の

いくのか、業種別の運動において肝要なこの点大変難しい二つのことをどうやってやり遂げていということも、確かなことであります。この盤を持つには、職場に根を持たなければならな盤が、同時に、業種別ユニオンが安定した組織基が、同時に、業界の視点に立つのはもちろんです

ます。について、今日は貴重なお話が伺えるかと思

り離すことができない関係にあります。 も多いかと思います。大椿裕子さんから報告を では昨夏の選挙にも出られたので、ご存知の方 学院大学の非正規雇止めの闘いをされて、最近 ます。一人目の報告者は、大阪教育合同で関西 ●原田 も支援の運動にご参加いただければと思います。 運動と、現在の関西生コンの弾圧とは決して切 獄につながれています。業種別職種別ユニオン 逮捕されました。それから一年半以上、いまだ た武健一委員長はその三日後、二八日に不当に 九九八年八月二五日の例会で報告していただい も名古屋からこられています。この研究会で一 するための会が、 いただきます。 ています。今日、「東海の会」の桜井善行さん それでは、さっそく報告に移っていき 関西生コン支部への弾圧に反対し支援 大阪の他に東海でもつくられ 皆さま

### ◎報告◎

## 労組法を使いまくれ!私学教職員組合は

クビを切られた私学非正規職員の闘い

### 大椿裕子

でも、一人から加入できる労働組合の執行委員働組合という学校現場の労働者であればどなた会し、こんにちは。大阪教育合同労

院選挙に立候補しました。 長をやっていました大椿裕子です。組合専従と 長をやっていました大椿裕子です。組合専従と 長をやっていました大椿裕子です。組合専従と 長をやっていました大椿裕子です。組合専従と

させていただきたいと思います。たこと、体験してきたことをふまえて、お話を議を担当してきた一人のオルグとして感じてき合専従として、主に私学・大学・民間の労働争の日は、私自身が雇止めになった経験と、組

### 非正規職員の闘い障がい者福祉で働く

# ◆―障がい者支援の大学非正規職員

○代を過ごしてきました。

○代を過ごしてきました。

本は一九九六年です。大学時代のときにすでにバば一九九六年です。大学時代のときにすでにバば一九九六年です。大学時代のときにすでにバば一九九六年です。大学時代のときにすでにバば一九九六年です。大学時代のときにすでにバ

で、障がいを持つ学生さんたちの就学支援をす士など福祉系の国家資格を持っていましたの大学のときの専攻は社会福祉で、社会福祉兵庫県にある私立大学に就職が決まりました。その後、二〇〇六年に関西学院大学という、

四年までの契約でした。 採用されました。一年ごとの契約更新で、最長る「障がい学生支援コーディネーター」として

ういった流れのなかから、私がやっていた障が の後のことは、自分でどうにかしてください 応は、「どうぞ入学してください。だけど、そ 後には辞めてもらいます」という契約でした。 かし退職金はなく、働けるのは四年間。 では、かなり恵まれた非正規労働者でした。 ○○○万円を余裕で超えていますから、 学の正規職員は、職員でも定年前には給料が一 の給料表にもとづいたものでした。関西学院大 ある、という考え方に変わってきたのです。そ えで必要なサポートは、大学に支援する責任が 一五年の間に、どんどん変わってきています。 ね」というのが一般的でした。それがこの一〇 い学生支援という仕事もできてきたわけです。 人学を許可したのであれば、学生たちが学ぶう かつて、障がいのある学生に対する大学の対 私は、非正規職員でしたが、給料は正規職 給料面 一四年

## ▼―専門職なのに有期雇用

り変わっていないのではないかと思います。とれるところがほとんどで、「この仕事をしたいのるところがほとんどで、「この仕事をしたいのであれば、有期雇用以外の選択肢はない」といであれば、有期雇用以外の選択肢はない」といいのがよいし、いろいろな大学を見てみても、このしかし、いろいろな大学を見てみても、この

選択肢しか用意されていなかったのです。選択肢しか用意されていなかったのです。ということでは期雇用を納得して仕事に就いたということではありません。よく、「あなたはその契約内容にありません。よく、「あなたはその契約内容にありません。よく、「あなたはその契約内容にありません。よく、「あなたはその契約内容にありませんでした。期限の定めのない雇用を選んだでしょう。とかし、この職種を選ぶ限り、有期雇用ということでは別雇用を納得して仕事に就いたということでは期雇用を納得して仕事に就いたということではありません。この職種を選ぶ限り、有期雇用であるとわかって仕事に応募し、採用されました。でもそれは、有事に応募し、採用されました。でもそれは、有事に応募し、対しては事によっては事にあるとわかって仕事に応募し、対しては事にあるとわかったのです。

ませんでした。

ませんでした。

ませんでした。

ませんでしたが、どれも非正規は組織化していがありましたが、どれも非正規は入れないんがよね」と。

関西学院大学には三つの労働組合いけど、うちの労働組合は非正規は入れないんがありましたが、当時の課長から言われた言葉が職してすぐ、当時の課長から言われた言葉

す。当時の私も知らなかったのです。当時の私は、非正規労働を渡り歩いてきたよとをする所なのかとか、自分がそこに入れないとをする所なのかとか、労働組合がどのようなことがどういうことを意味するのかなんてこととをする所なのかとか、労働組合がどのようなこうな労働者でしたから労働組合とは無縁で、労うな労働者がそうなのではないかなと思います。当時の私は、非正規労働を渡り歩いてきたよ当時の私は、非正規労働を渡り歩いてきたよ

マン」という人たちが一体どういう働き方をしの家は自営業で、農家だったので、「サラリーいる人という人がほとんどいませんでした。私ど、専業農家か兼業農家です。会社勤めをして私は岡山のド田舎の出身で、まわりはほとん

の課長の一言が、いかに屈辱的で、いかに差別の課長の一言が、いかに屈辱的で、いかに差別あっても、実際に見たこともないのでイメージあっても、実際に見たこともないのでイメージして存在していませんでした。なので、先ほどして存在していませんでした。なるで、光ほどして存在していませんでした。ないので、光ほどして存在していませんでした。ないので、メージの課長の一言が、いかに屈辱的で、いかに差別の課長の一言が、いかに屈辱的で、いかに差別の課長の一言が、いかに屈辱的で、いかに差別の課長の一言が、いかに困事的で、いかによっていませんでした。

実際に会って話をする機会がありました。いということを聞きました。そして、その人と同じ部署で継続雇用されている職員がいるらしのなかに、四年の任期を満了した後も引き続き、のをかに、四年の任期を満了した後も引き続き、その後、三年目を迎えた二○○八年に、どう

をの方は、嘱託職員という立場になり、給料 をの方は、嘱託職員という立場になり、給料 をの方は、嘱託職員という立場になり、 とのとき、みんなが等しく雇止めにあって た。そのとき、みんなが等しく雇止めにあって た。そのとき、みんなが等しく雇止めにあって きた時期でもあり、「これからあんなことを したい、こんなことをしたい」と考えるように したい、こんなことをしたい」と考えるよ したい、こんなことをしたい」と考えるように したい、こんなことをしたい」と考えるように したい、こんなことをしたい」と考えるように したい、こんなことをしたい」と考えるように したい、こんなことをしたい」と考えるように したい、こんなことをしたい」と考えるように

ましたが、部長たちは福祉分野の専門家ではあ祉分野の専門職としてそこに位置づけられてい雇用をしてほしい」と相談しました。私は、福二○○八年の秋ごろに、部長と課長に「継続

たちも人事課に相談に行ってくれました。ら本当に困るよね」ということで、当初は部長りません。そのため、「君たちがいなくなった

長は早々に白旗を揚げたのです。 長から呼び出されて、「僕たちにできることは長から呼び出されて、「僕たちにできることはいまな」と言われ、「これでは駄目だな」と思いました。残り一年あるにもかかわらず、部長、課しれども、二〇〇九年の年明けに、部長、課

# ▼─大阪教育合同労働組合に入る

このとき、「雇止めになるまで残り一年もあるのに、何もしてくれないこの人たちを、私はるのに、何もしてくれないか、と考え、いろいた。もっと他に闘う方法はないか、と考え、いろいた。もっと他に闘う方法はないか、と考え、いろいた。もっと他に闘う方法はないか、と考え、いろいたとができました。それが、自分が後々専従くことができました。それが、自分が後々専従くことができました。それが、自分が後々専従くことができました。それが、自分が後々専従くことができました。

やパートなどの非正規労働者、そして外国人労をパートなどの非正規労働者、そして外国人労能でも、一人から入れる労働組合です。結成当誰でも、一人から入れる労働組合です。結成当誰が、公立学校で働く教職員が中心でした。連能、公立学校で働く教職員が中心でした。連に、公立学校で働く教職員が中心でした。連に、公立学校で働く教職員が中心でした。連に、公司が、大阪教育合同労組の説明を少ししたいと思いた。

ました。 働組合を作っていこうということで、結成され働者など、未組織の人たちを組織するような労

現在では、公立学校の人たちが少し減少して現在では、公立学校の人たちが少し減少して現在では、公立学校のよび、近親になっています。大阪教育合同労かったのですが、いまは半数以上が非正規労働者が多として専門学校や塾で働いている労働者が増えてとして掲げていたからこそ、私は加入することとして掲げていたからこそ、私は加入することとして掲げていたからこそ、私は加入することができたわけです。

### ◆―職場での団体交渉

○○九年から約一年間、働きながら団体交渉を○○九年から約一年間、働きながら団体交渉をうのは、結構大変ですよね。私も、雇止めを突す。職場の上司たちと日々顔を合わせながら闘さったら、言い返してやらなきゃ」といきつけられていましたから、毎日「何か下手なう気持ちで過ごしていました。労働組合の仲間ことを言ったら、言い返してやらなきゃ」というのは、結構大変ですよね。私も、雇止めを突す。職場の上司たちと日々顔を合わせながら闘労働組合の活動をされている人がいると思いまう気持ちで過ごしていました。労働組合の仲間にいます。ですが、職場では一人で闘コでいるというのは、本当に大変なことだなということを痛感しています。

した。最後の出勤日は二三時近くまで仕事をし予定どおり二〇一〇年三月末で雇止めになりましかしながら団体交渉では決着せず、結局、

て、労働組合の団結を実感した瞬間でした。って帰りました。今でも毎年三月三一日になるって帰りました。今でも毎年三月三一日になるって帰りました。今でも毎年三月三一日になると、その時のことを思い出すのです。雇止めにしました。組合の仲間が集まって来て、そこからタクシーで駅まで行き、電車に乗て、そこからタクシーで駅まで行き、電車に乗

きる、と。

・
の人たちの顔を見ながら、毎日あの職場で闘わの人たちの顔を見ながら、毎日あの職場で闘わの人たちの顔を見ながら、毎日あの職場で闘われたときには怒りもありましたが、「あぁ、あれたときには怒りもありましたが、「あぁ、あれたときには怒りもありましたが、「あぁ、あれたときには怒りもありましたが、「あぁ、あれたときには怒りもありましたが、「あった、一年間は苦しく、雇止めさ

問体交渉では解決できず、労働委員会に進み 団体交渉では解決できず、労働委員会に進み 団体交渉では解決できず、労働委員会で全 ました。ですが、結局、大阪府労働委員会で全 なりました。中労委命令の主な内容は、契約終 なりました。中労委命令の主な内容は、契約終 なりました。中労委命令の主な内容は、契約終 ないました。中労委命令の主な内容は、契約終 がによる継続雇用を行なわないことは、職員の 組合加入前から決まっていた法人の方針であったことですよ」、「法人がやったことはなんら 問題ありません」と言われたわけです。

## ―非正規のために闘うロマン

せました。中労委の命令が出たのが二〇一二年私は裁判には移行せず、そこで闘いを終了さ

四月から、改正労働契約法が施行されました。
 四月から、改正労働契約法が施行されました。
 古本働けば、労働者の申し出によって無期雇用
 立とは、大きな前進だなと思います。なぜ自分
 ことは、大きな前進だなと思います。なぜ自分
 ことは、大きな前進だなと思います。
 ことは、大きな前進だなと思います。

ある種のロマンみたいなものをその言葉に感じ、 自分の一歩が、そこにつながるかもしれない。 る問題を変えていく、一歩になるかもしれない。 ではなく、多くの非正規労働者たちが抱えてい 揺らいだのです。彼のその一言が労働組合に入 を聞いて、バキューンと胸を打たれたんです。 普通は思わないでしょう。だけど私はその一言 ない自分の争議に挑もうとするのでしょうか。 働運動だからね」といわれたのです。誰が勝て の人のときには勝てるかもしれない。それが労 ときには勝てないかもしれない。けれども、次 とでした。彼が扉を開けてくれ、「大椿さんの 時間あまり相談に乗ってもらって帰るときのこ ろうと思う、決定的なきっかけでした。私だけ めて組合に相談に行ったときのことですが、三 す。当時の組合専従から言われた言葉です。初 「かっこいい! やってみたいかも」と、心が 組合で闘ってみよう」と思いました。 このことと関連して、思い出すことがありま

働争議は負けましたが、その後から、労働契約案の定、その専従が言われたように、私の労

る今、有期雇用に対する世間の受け止め方は変 ○年前、 年で変わってきていると思ったのです。 を上げたときの世間の反応が、 分が二○○九年に「有期雇用はおかしい」と声 ました。その現状を目の当たりにしながら、 を使って裁判を起こす人たちがどんどん出てき わってきていると思います。 に四割に近い人たちが非正規労働者で働いてい かしいよ」と言われる時代でした。しかし、実 たんじゃないの」、「今さら文句を言うのってお 法一九条を使って無期転換を求めたり、二〇条 あんたは最初から有期雇用とわかって就職し 「有期雇用はおかしいと思う」と声をあげた一 同僚や親、姉、友達、あらゆる人から、 確実にこの一〇 私が É

# ―非正規労働者と共に闘う労働組合を

私は、これだけ非正規労働者が増えているないるといえるのか、と感じています。本当に労働運動をやってがあるよ」ということを示さず、手を取り合うに、「こんな解決方法があるよ、こんな闘い方に、「こんな解決方法があるよ、こんな闘い方としている人たちの手に届かない。その人たちとしている人たちの手に届かない。その人たちとしている人たちの者に、「こんな解決方法があるよ、これだけ非正規労働者が増えているないるといえるのか、と感じています。

る教授は、「正規と非正規が、共に同じ労働組りとりを毎回するのですが、団交に出席したあれも非正規労働者を組織しないのか」というやには労働組合が三つもあるのに、なぜどれもこ関西学院大学との団体交渉のなかで、「関学

闘えるものではない」と言いました。合で闘うということは、利益が相反する。共

たしかに、労働条件は違いますよね。給料もで出まっており、正規と非正規を分断し続けて同じ労働組合で闘っていたら、内輪で喧嘩して同じ労働組合で闘っていたら、内輪で喧嘩してに止まっており、正規と非正規がともにに止まっており、正規と非正規がともにに止まっており、正規と非正規を分断し続けていると思います。

私は、最初に加入したのが大阪教育合同労組だったので、「正規と非正規が共に闘う労働組だったので、「正規と非正規が共に闘う労働組だったので、「正規と非正規が共に闘う労働組

そう強く感じさせてくれた出来事が二つあります。Googleという大きな会社がありますね。 ます。Googleという大きな会社がありますね。 をこで、二〇一八年一一月に大きなストライキ をこで、二〇一八年一一月に大きなストライキ で、二時雇用のスタッフや業務委託先の待遇 で、一時雇用のスタッフや業務委託先の待遇 で、一時雇用のスタッフや業務委託先の待遇 で、一時雇用のスタッフや業務委託先の待遇 で、一時雇用のスタッフや業務委託先の待遇 で、一時雇用のスタッフや業務委託先の待遇 で、一方とのです。正規の労働者が非正規労働者 要求したのです。正規の労働者が非正規労働者 の労働条件を改善するために立ち上がる。そう いう運動ができるのだと感じさせてくれました。 もう一つは、マイケル・ムーア監督の「華氏 ーー九」という映画のなかで、公立学校で働い ーー九」という映画のなかで、公立学校で働い ーーカ」という映画のなかで、公立学校で働い

げろ。そこまでやらなければ、このストライキ とを、私は自分の運動を通して感じてきている のために、人は闘うことができるのだというこ 実現するという感動的なシーンが出てきます。 は終わらない」と闘い続けて、すべての要求を 人たちの給料も上げろ。ドライバーの給料も上 けで妥協しなかったのですね。「給食の調理の たちは、自分たちの賃金が上がるということだ すれば、溜飲が下がるだろうと。すると、 教員の給与を上げるということで、このストラ 行なうわけでが、最初、労働組合の執行部は、 ちの労働条件も当然悪い。そこでストライキを られていき、教員の待遇が悪くなってきていま いる人たちがいるのです。 し、世界では実際にそういった運動を展開して イキを打ち止めにしようとしたわけです。そう 自分の利益のためだけではなく、他者の利益 給食調理員、スクールバスのドライバーた アメリカでも教育の民営化がどんどん進 教員

## 広がる私学労働争議

▼─私学業界の構造と非常勤教員

い。基本的には二年から三年の有期雇用で採まず、新規で本採用される人たちが非常に少なたちの業界には、いくつか特徴がありますよね。さくに、今日のテーマである私学で働く人す。とくに、今日のテーマである私学で働く人

で、まず採用される。それが最長二年までとか、三年までということ用される人たちが多い。契約期間自体は一年で、

表の契約期間が終わり、本採用されるのはごく一部です。多くの人たちはそこで雇止めされ、く一部です。多くの人たちはそこで雇止めされ、く一部です。多くの人たちがとても多い業界です。ですからしっかりそこに腰を据えて働き続けることができず、経験値を積んでいくということができないまま、職場を渡り歩くことになるのです。本がなか読めない。公立学校に比べると、年になかなか読めない。公立学校に比べると、年になかなか読めない。公立学校に比べると、年になかなか読めない。公立学校に比べると、年になかなか読めない。公立学校に比べると、年になかなか読めない。公立学校に比べると、年になかなか読めない。公立学校に比べると、年になかなか読めない。公立学校に比べると、年になかなか読めない。公立学校に比べると、年になかなか読めない。公立学校に比べると、年にないます。

また、公立学校だったら、数年ごとに異動がありますよね。一方、私学の場合、異動がないありますよね。一方、私学の場合、異動がないありますよね。一方、私学の場合、異動がないとやすいのです。そのなかで、数年後には学校しやすいのです。そのなかで、数年後には学校しやすいのです。そのなかで、数年後には学校しやすいのです。そのなかで、数年後には学校しやすいのです。そのなかで、数年後には学校にしようという発想自体が、なかなか生まれ織化しようという発想自体が、なかなか生まれないのではないかと思います。

議を担当してきたので、いくつか事例を紹介し善約一○年間、専従として、さまざまな労働争

たいと思います。

# ◆―キャリア・アップが保障されない

まず、学校法人A学園A高等学校。争議があるな、ということで、学校側の言い分にも理があるな、ということで、学校側の言い分にも理があるな、ということで、学校側の言い分にも理があるな、というようなものでした。

非正規労働者の場合、契約期間途中での解雇 非正規労働者の場合、契約期間途中での解雇 非正規労働者の場合、契約期間途中での解雇 非正規労働者の場合、契約期間途中での解雇 非正規労働者の場合、契約期間途中での解雇 おりだったと思います。残りの分の賃金の保障 おなく、ただクビを切られて終わり。

だから、じっくり腰を据えて、誰かに仕事を教二年という短い期間で職を渡り歩いてきている。関係しています。大学を卒業してから、一年、として数々の私学を渡り歩いてきていることがといえば、その背景には、非常勤講師 この労働者も、なぜ不適切な行動を取ってし

くれますか?」と交渉し、和解に至りました。労働者だったのです。「残りの給料は払え」と労働者だったのです。「残りの給料は払え」ととるのか、わかりますか? それは、私学があまりにも非正規労働者を前提にして経営を成りまけにも非正規労働者を前提にして経営を成りとに使い捨てにしていることと関係しています。とに使い捨てにしていることと関係しています。とに使い捨てにしていることと関係しています。とに使い捨てにしていることと関係しています。というが、こういう形で現れたということを理解してが、こういう形で現れたということを理解してが、こういう形で現れたということを理解している。

# ―専門性が剥ぎ取られる非常勤専門職

次は、B学高等学校における、非正規職員で次は、B学高等学校における、非正規職員である図書館司書の争議です。この学校では、そある図書館司書の争議です。この学校では、それは困るということで、組合に相談によね。それは困るということで、組合に相談によね。それは困るということで、組合に相談によね。それは困るということで、組合に相談によね。それは困るということで、組合に相談によね。それは困るということで、組合に相談によね。それは困るということで、組合に相談によれるかもしれないという不安を抱えて、組合にれるかもしれないという不安を抱えて、組合にれるかもしれないという不安を抱えて、組合にれるかもしれないという不安を抱えて、組合にれるかもしれないという不安を抱えて、組合にれるかもしれないという不安を抱えて、組合にれるかもしれないという不安を抱えて、組合にないは、B学高等学校における、非正規職員で次は、B学高等学校における、非正規職員で

労働契約法ができたころで、使用者側がどうやこの事例は、二〇一三年四月から施行される

約内容への変更が横行し始めました。います。ですので、上限を五年以下に設けた契いうことに、知恵を絞り出したころだったと思って、この五年で無期雇用転換を回避するかと

を払わせるという形で和解をしました。ということで、継続雇用を断念し、その分解決金が働者にとっては、耐え難いことです。継続雇用してやる」という提案をしてきました。のであれば、図書館司書という専門職に就いている。とれると言われても、この内容では難しいとがのことで、継続雇用という形にはならば、相手側は、「このような条件を突きつけるが、相手側は、「このような条件を突きつけるが、相手側は、「このような条件を突きつけるが、相手側は、「このような条件を突きつけるが、相手側は、「このような条件を突きつけるが、相手側は、「このような条件を突きつける。

### ▼―給特法を私学に

していただいたものです。関西にある学校法人なので、教育合同労組に回は、まず私学教員ユニオンに電話相談があり、議の話もしておきたいと思います。このケース法人スバルが丘学園神戸第一高等学校の労働争の先生も来られているとのことですので、学校の先生も来られているとのことですので、学校の大生も来られているとのことですので、学校の大生も来られているとのことですので、学校の大生も来られている。

すか」という相談でした。

すか」という相談でした。

な立学校出身の校長や教頭が、公立学でした。

公立学校出身の校長や教頭が、公立学で出た。

公立学校出身の校長や教頭が、公立学の大日出勤の残業に関して支払いがありません。

私学の校長や教頭は、公立学校を定年した後

の再就職先として、私学で働くことが多いです。の再就職先として、私学で働くことが多いです。の再就職先として、私学の教育職員の給与等に関すの義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」)を持ち出して、「払う必要はない」と言うのです。

のです。
この給特法は一九七一年にできた法律です。
この給特法は一九七一年にできた法律です。
この給特法は一九七一年にできた法律です。

割り振られる。 です。普通は校長から、「君は何部の顧問をや り扱いについて何と言われるかといえば、「部 事態、そして校外実習です。皆さん、このなか 事、子どもが行方不明になった場合などの緊急 令することができることになっています。 以下の四つの場合には、勤務時間外の業務を命 って。今度、遠征に行くからついて行って」と 活動はその教員の自主的な活動です」と言うの は、給特法の対象の中にも入っていないのです。 ってないですよね。ですから、部活動というの の業務を命令することができません。けれども、 に部活動という言葉が見つけられますか? 入 実際、文科省と交渉してみると、部活動 給特法によって、校長は、 職員会議、修学旅行や体育祭などの学校行 半ば強制的に割り振られるのが 教員に勤務時間

って働いている人は少ない。実態です。これを自分たちの自主的な活動と思

ただ、部活動というのは、好きな人は好きでから、そこに情熱を注ぐ人たちもいます。労働者の間でそこのバランスが取ることがなかない。これが公立学校の現状です。それをそのまの仕事には含まれない。そこに賃金は発生しなの仕事には含まれない。そこに賃金は発生しない。これが公立学校の現状です。それをそのまま私学に持ち込んでいる職場が、たくさんあるのではないでしょうか。

払われない府立学校の非常勤講師がいました。 は支払われましたが、同じようなことがその後 に勧告を出しました。団交を経て、 組合は労基署に申告をし、労基署は大阪府教委 組法対象者です。残業をしたのに、残業代が支 くる部分もありますけれども、非常勤講師も労 ら会計年度任用職員が導入されるので変わって 法対象者の非正規労働者がいます。今年四月か す」と申告すれば、確実にそれは返ってきます。 れだけ残業しました。これだけ未払いがありま きちんと記録があれば、労基署に行って、「こ った場合、それについて争う権利があります。 公立学校でも、 私学の教員に関しては、残業代を払われなか 地公法対象者ではなく、労組 未払い賃金

今日のタイトルは「私学教職員は労組法を使いしいし、ぜひ生かしてほしいなと思っています。教職員に比べ、闘える方法が圧倒的に多いこと教職員に比べ、闘える方法が圧倒的に多いこと

も二回繰り返されました。

ほしいなと思います。す。このことを皆さん自身が学んで闘ってみて働者に比べれば、闘える方法が保障されていままくれ」としました。公立学校で働いている労

ます。以上が私の報告です。

ついくという闘いをやってほしいなと感じていまう人たちがいます。それを、自らの手で止め入りする、知らないがためにクビを切られてしえる方法があるのに、知らないがために泣き寝人たちが来てくださっていると思いますが、闘へけは、私学の中で仲間を作って闘っている

## 非正規教職員組合の運動

●原田 ありがとうございます。ここから質疑

## ◆―無期転換を勝ち取るには

●質問者 お話にあった、改正労働契約法につ●質問者 お話にあった、改正労働契約法について、今後どうなっていくのかについて質問しいて、今後どうなっていくのかについて質問しいて、今後どうなっていくのかについて質問しいで定められている労働者には、無期転換をさます。学校側も、あの手この手で無期転換をさます。学校側も、あの手この手で無期転換をさます。学校側も、あの手この手で無期転換をさます。学校側も、あの手この手で無期転換をさます。学校側も、あの手この手で無期転換をさます。学校側も、あの手この手で無期転換をさます。学校側も、あの手にの手で無期転換をさます。

全員の課題として、団体交渉をする必要があるとて、明らかにたくさんいるわけですから、たちが、明らかにたくさんいるわけですから、たちが、明らかにたくさんいるわけですから、たちが、明らかにたくさんいるとくに私学の場合は、自分以外に同じような人たちが、明らかにたくさんいるわけですから、たちが、明らかにたくさんいるわけですから、たちが、明らかにたくさんいるわけですから、たちが、明らかにたくさんいるわけですから、たちが、明らかにたくさんいるわけですから、その職場のではないかと思っています。

か思っています。うにやっていくことが、まずできるのではない月をさせることにつながっていきます。そのよね。誰かが事例を作れば、次の労働者も継続雇ね、誰かが事例を作れば、次の労働者も継続雇し人クリアしたら、次は行けるわけですから

と思います。

## ◆―正規・非正規の教員が

●質問者 正規・非正規の教員が連帯できない しているかと思います。こうしたときに、非正 見の人たちが集まり、大きなパワーになってい 規の人たちが集まり、大きなパワーになってい けば、影響を与えていくこともできるのではな いかと感じました。

○大椿 私は、どこかできちんと正規とのパイ●大椿 私は、どこかできちんと正規とのパイ

(次回は、六月下旬号掲載

はらだ おつばき にき ゆうこ

こで質問を打ち切りたいと思います。

ら成り立 を切られたら、 後半の討論でも大椿さんは登場しますので、 劇的に変わ てくれれば、 原田 しれだけ 非正 たちにも信頼されている。 は絶対に大きな動きになるからです。 規の人たちが、 13 規 け まだまだ質問 非正 たないよ」 の運動で共に闘ってくれたときに、 な 0 そのとき非正規の運動というの 7 規も頑張って働 な、 仕事は回らないよ。この学校で、 いくと思います。 と思うの というような後押しになっ 「この人たちが簡単に があるかと思い です。 今この人が抜けた いているんだ。 正規の 、ます 人たち クビ が、 そ 生 は

### ドキュメント「働き方改革」

順次施行が始まった"働き方改革関連法" 法律成立までの政策決定の舞台裏を取材した 朝日新聞記者によるドキュメント!



### 澤路毅彦+千葉卓朗+贄川 俊 著

長時間労働の是正と非正規雇用処遇の改善に向けた 「同一労働同一賃金」 安倍首相が強調したのは「経済政策としての働き方改革」だ!

プロローグ 2015年12月

第1章 将軍

第2章 首相裁定

第3章 電通事件

苦悩する連合 第4章

第5章 国会審議

エピローグ

年表 安倍政権と「働き方改革」

「実現会議を取り仕切ったのが、内閣官 房の働き方改革実現推進室の事実上の トップとなった新原である。……新原は、実 現室の職員に恐れられていた。(中略)

新原は次第にこう呼ばれるようになった。

将 軍





定価1,500円(税別) 「第1章 将軍」より抜粋 <mark>延伽1,300円1 (元か</mark>) 46判/280頁ISBN 978-4-8451-1595-2

http://www.junposha.com

〒162-0041 東京都新宿区早稲田鶴巻町 544 中川ビル 4F Tel:03-5579-8973 FAX:03-5579-8975

